

かながわ県民センター デジタルサイネージへの広告掲載募集要項

1 広告媒体名称

かながわ県民センター デジタルサイネージ

2 広告掲載期間

1か月間～12か月間（1か月単位）で掲載可能です。ただし、終期は各年の3月分までとします。年度をまたいで掲載をご希望の場合は、4月掲載開始の応募期間に別途お申込みください。

また、掲載開始日及び掲載終了日の指定は可能ですが、指定日を含む月の1か月分の掲載料がかかります。

（例）7月5日から8月1日まで掲載希望→掲載料は、7月及び8月の2か月分
なお、休館日の広告掲載はありません。

※全館休館日のお知らせ

（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5681/kyukanbi.html>）

3 募集広告規格及び募集枠数

- ・ デジタルサイネージ(49インチ) 2台
※縦横比16:9
- ・ 募集枠数 24枠
※ 1枠で1台15秒の広告を掲載できます。広告は繰り返し再生で、1周する時間は3分（180秒）となります。例えば2枠申込みの場合、180秒のうち30秒間広告が流れます。
- ・ 掲載時間 8時30分～21時30分（令和8年1月4日（日）より、8時30分～20時30分）
※休館日を除く
- ・ 掲載できる広告は静止画（JPEGもしくはPNG）のみとなります。音声はありません。
- ・ 解像データは、JPEG、PNGともに最大4,000×4,000(pixel)となります。
- ・ 複数枠の申込みも可能です。（3枠まで）
複数枠の場合、1画面で連続した掲載となり、2画面での掲載はできません。
（例）2枠の場合：1台のサイネージにて連続30秒の掲載
- ・ 広告データには、広告主の名称、所在地、連絡先及び「広告」表示をご記載ください。

4 広告掲載場所

かながわ県民センター1階ロビー（図-1参照）

掲載場所については選択できませんが、掲載数が13枠以上の場合は、半月ごとに掲載場所を入れ替えます。（16日に切替え）

（例）8月1日～15日→A面、8月16日～31日→B面

5 広告掲載料（1か月単位）

1枠 月額 5,000円（消費税及び地方消費税計10%を含む）

6 応募期間

広告掲載開始希望月の前々月15日から同月末日午後5時（必着）まで

（例）6月掲載希望→4月15日～4月30日までにお申込みが必要です。

7 広告掲載申込方法

広告掲載希望者は、広告掲載申込書に必要事項を記載の上、応募期限（必着）までに郵送、直接持参又は次のメールアドレスあてお申込みください。

メールアドレス：v-unei@pref.kanagawa.lg.jp

※広告掲載申込書は、かながわ県民センターホームページ

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/cnt/f5681/koukokukeisai00.html>) よりダウンロードしてください。

8 広告データの提出方法

上記3「募集広告規格及び募集枠数」をご確認の上、広告データを上記メールアドレスもしくはCD-R（※）にてご提出ください。

※ 提出されたCD-Rは返却いたしません。

広告掲載期間終了後、サポートセンターにて破壊処分させていただきます。

9 広告主等の決定方法

応募資格、広告内容等について、神奈川県広告掲載要綱及び神奈川県政策局広告掲載事務取扱要領に基づき審査・決定します。

申込数が募集枠数を超えたときは、公開抽選により決定します。

なお、掲載が決定した広告主には、広告掲載承諾書をご提出いただきます。

10 広告事業関連規定の遵守

神奈川県広告掲載要綱及び政策局広告掲載事務取扱要領に定める事項を遵守してください。

11 その他

広告のデータ作成、提出にかかる全ての費用は、広告主にご負担いただきます。

参考 かながわ県民センターの概要

- ・ 所在地 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
- ・ 開館時間 9時から22時（令和8年1月4日（日）より、9時から21時）
(休館日：12月29日～1月3日、設備点検日)
- ・ 利用者数 年間 約51万人（令和6年度の入庁機関・会議室等の利用者数）
- ・ 主な利用者 NPO・ボランティア団体関係者を中心に一般県民も利用

提出・問合せ先

かながわ県民活動サポートセンター 運営サービス課

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階

電話 045-312-1121 内線 2814